

令和 2 年度 匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画(案)

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加し、地域包括支援センターに寄せられる相談は複雑化、多様化している。

匝瑳市西部地域包括支援センターでは、市直営の匝瑳市地域包括支援センターと連携し、地域に根差した相談支援と地域の方々や関係機関と連携して下記事業に取り組む。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント事業（第 1 号介護予防支援事業）

要支援者又は基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とするケアプランを作成する。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービス等の利用につなげる支援を行う。

- ◆住民や関係機関に対して、相談窓口としての周知啓発
(地域住民の集う場等に出向いて PR をする。)
- ◆独居高齢者や高齢者世帯等を対象とした実態把握訪問
- ◆在宅介護支援センターとの連携

(2) 権利擁護

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための支援を行う。

- ◆高齢者虐待対応
- ◆成年後見制度の活用支援

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- ◆主任介護支援専門員連絡会の活動の支援

- ◆主任介護支援専門員と協働で事例検討会を開催
- ◆日常的な個別支援や相談対応
- ◆ひとり体制の居宅介護支援専門員同士の情報交換会の開催

(4) 地域ケア会議の開催

医療介護の専門職等や地域の支援者等多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別ケースのケアマネジメント支援及び地域のネットワークの構築のための会議を開催する。

個別地域ケア会議

- ◆自立支援型会議（自立支援型ケアプラン作成を目標とした会議）
（生活援助の適正な利用を目標とした会議）
- ◆困難ケース会議（処遇困難ケースについて対応策の検討を行う会議）

3 指定介護予防支援業務

介護保険の要支援1、2の認定者に対し、居宅でできるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行う。また、その一部を居宅介護支援事業所に委託する。

4 地域包括支援センター間の連携

市直営の匝瑳市地域包括支援センターと事業実施状況を共有し、緊密な連携を図る。